

各 位

平成 18 年 6 月 2 日  
株式会社ジャスダック証券取引所

サーキットブレイクの発動基準（サーキットブレイクポイント）  
となる値段等の変更措置の解除について

当取引所の立会取引におけるマーケットメイク銘柄の売買について、売買契約の締結の中断（以下「サーキットブレイク」といいます。）に関し、サーキットブレイクの発動基準（サーキットブレイクポイント）となる値段につきましては当日の売買立会における始値から上下 15% 毎（サーキットブレイク発動後においてはサーキットブレイクポイントから上下 15% 毎）に、また、サーキットブレイクの適用時間につきましては立会時間を通じて終日適用する変更措置を行っているところでありますが、来る平成 18 年 6 月 5 日（月）より当該措置を解除し、通常の基準（注）を適用することといたしましたのでご通知いたします。

つきましては、投資者の方々及び貴社担当役員にご周知方お取り計らいいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

（注） 「業務規程」第 31 条及び「業務規程施行規則」第 19 条

【業務規程（抜粋）】

（売買契約の締結の中断）

第 31 条 当取引所は、JASDAQ マーケットメイクシステムにおいて、「業務規程施行規則」において定める上限値段以上に上昇した値段又は下限値段以下に下落した値段で売買が成立した銘柄については、当該売買成立後、売買契約の締結を中断することとする。ただし、当該売買契約の締結の中断を行っている間において前条第 3 号又は第 4 号の規定に該当することが確認された場合には、当該規定に基づき、売買の全部又は一部を停止させることができる。

2 ~ 3 （略）

【業務規程施行規則（抜粋）】

（売買契約の締結の中断の基準となる値段等）

第 19 条 規程第 31 条第 1 項に規定する上限値段は当日の売買立会における始めの約定値段から 30% 上昇した値段とし、下限値段は当日の当該約定値段から 30% 下落した値段

とする。ただし、当該上限値段又は下限値段に基づき売買契約の締結の中断となった後は当該上限値段又は下限値段を売買立会における始めの約定値段に読み替えるものとする。なお、当該上限値段又は下限値段が規程第 22 条第 1 項に規定する注文及びマーケットメイカー気配の単位に対して端数となる場合には、切り上げた値段とする。

2 (略)

3 規程第 31 条第 1 項に規定する売買契約の締結の中断は、規程第 6 条第 1 項に規定する午後立会（半休日においては同条に規定する午前立会）終了の 30 分前以降においては、新たに行わないものとする。

4 ~ 6 (略)

以 上